

新型コロナウイルスによる収入減少も補てんされます。

「収入保険」は様々なリスクから

収入保険は、自然災害による**収量減少**だけでなく新型コロナウイルスによる**販売量の減少**や**価格の低下**など**農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償**します！



農業経営を守ります！

収入保険の仕組み

- 補償の基準となる基準収入は、農家(法人)の農産物の販売収入を基に設定します。
- 農産物の販売収入が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を補てん金として支払います。

例えば、

基準収入が1,000万円で、**実際の収入が700万円**の場合は、
基準収入の9割は、900万円

基準収入の9割を下回った額は、 $900万円 - 700万円 = 200万円$

補てん金は、 $200万円 \times 9割 = 180万円$ (※)

(※) 保険方式は80%、積立方式は10%、支払率は90%で加入した場合です。



掛金はいくら
くらいなの？



基準収入が1,000万円の場合、初年は、32.5万円です。(※)

(掛捨ての保険料7.8万円、掛捨てではない積立金22.5万円、付加保険料2.2万円)

(※) 保険金の受取りがなければ、翌年保険料率が下がるのが基本です。

(※) 積立金は自分のお金なので、補てんに使われなければ、翌年へ持ち越されます。

**制度資金による保険料等の無利息融資があります！
保険料の安いタイプもあります！**

保険料については県の一部助成が予定されています。

加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

- 加入申請時に、青色申告実績(簡易な方式を含む)が1年分あれば加入できます。
- 収入保険と、農業共済、ナラシ対策などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ◎ **令和3年1月からは、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(1年間)することができます。**

申込みと保険期間

【個人】

新規加入の場合は**12月末日**、継続加入は**11月末日**までに加入申請書を提出します。

保険期間は翌年の1月～12月になります。

【法人】

新規加入の場合は**事業年度の末日**、継続加入は**事業年度の1か月前**までに加入申請書を提出します。

保険期間は事業年度の1年間になります。

お問合せ・お申込み・ご相談は、最寄りのNOSA Iの支所・出張所・本所へご連絡ください。

支所名	管轄地域	フリーダイヤル	電話番号
南部支所 高島出張所	大津市・草津市・守山市・栗東市・野洲市・高島市	0120-031-393 0120-133-951	077-582-3006 0740-22-3951
東部支所 甲賀出張所	近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町・甲賀市・湖南市	0120-739-031 0120-863-031	0748-20-5225 0748-63-1330
北部支所 湖東出張所	長浜市・米原市・彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町	0120-509-031 0120-163-031	0749-73-4321 0749-28-2711

滋賀県農業共済組合 本所 TEL077-524-4688  0120-519-031

滋賀県収入保険推進協議会

< 構成員 > 滋賀県、JA滋賀中央会、(一社)滋賀県農業会議
滋賀県農業再生協議会、滋賀県農業共済組合